

西東京市人にやさしいまちづくり条例を定めます

【(仮称) 西東京市人にやさしいまちづくり条例 (素案)】

(仮称) 西東京市人にやさしいまちづくり条例は、すべての人にとってやさしいまちづくりを目的に、建物や公共空間のバリアフリー化を進めます。また、開発事業における手続き等の基準を明確にする中で、市民、事業者、市が協働により人にやさしいまちづくりを総合的に実現するために定めるものです。

条例の内容は、第1章から第3章までが「人にやさしいまちづくり」の基本的な方針とまちづくり推進協議会の設置を定め、第4章から第11章が開発事業の手続き、公共施設等の設置基準を定めるものとなっています。

◆都市計画課 保 (☎438-4051)

(仮称) 西東京市人にやさしいまちづくり条例 (素案) についてのパブリックコメント検討結果 (抜粋)
【意見募集期間 3月20日(火)～4月19日(木) 応募者数8人 応募意見73件】

	お寄せいただいた意見概要	市の検討結果
1	第2章と第3章のいわゆるソフト面の条項の後に、いきなりハード面の条項の第4章が続くことにギャップと戸惑いを感じる。ソフト面とハード面を分け、間に「市民主体のまちづくり」、「都市計画～住民参加型の地区計画」、「福祉」等の条項等を入れ、ハード面につなげてはどうか。(件数2件)	地域において市民がまちづくりに参加できるような条項を、第3章の後に入れることを検討します。そのことにより、次章の大規模土地取引行為の届け出、開発事業につながりやすくなると考えています。また、地区計画につきましては、すでにある「地区計画等の案の作成手続きに関する条例」との整合性を図る必要があると考えています。
2	推進計画は誰が策定するのか不明確である。市民参加で策定することを明記してほしい。具体的施策(障害者用トイレの整備、道路の段差解消、視覚障害者用誘導ブロックの拡充、学童の登下校の安全確保等)をあげた方がイメージが市民に理解しやすいのではないか。(件数2件)	推進計画は、人にやさしいまちづくりに関する事項等について市長が策定します。この推進計画を策定するにあたり市民がどのような形で参加できるのかを検討しています。今回素案として公表した「人にやさしいまちづくり条例」は、市民、事業者、市が協働によりまちづくりを進めていくことを目的としています。条例(素案)は、このまちづくりを進めるにあたっての手続き等を定めたものであり、具体的施策は推進計画で提示していきたいと考えています。
3	公園・緑地面積が開発面積の6%では、緑被率低下にストップがかけれないのではないか。もっと高くしてもらいたい。緑の創出は、開発時の配慮によってかなりの効果が上がると思われる。緑の減少分に見合う創出を目指してもらいたい。(件数2件)	公園、緑地等の整備基準の6%は都市計画法の規定に基づき定めています。今回素案として公表した「人にやさしいまちづくり条例」では、3,000平方メートル未満の開発事業についても、3%の緑地を整備するよう定めています。また、畑および山林等(現況地目で宅地以外のものをいう)を住宅用地として宅地化する行為で、開発面積が500平方メートル以上のもの等についても、現況の指導要綱から条例化するにあたり、新たに開発事業の適用範囲に入れていますので、今まで以上に緑地等の整備は進むものと考えています。
4	大規模開発事業の手続きの中に次の条文を追加してもらいたい。「市長は意見書および見解書の提出があったときは、その内容を考慮し、市の見解を書いた指導書を、意見書を提出した住民および開発業者に通知しなければならない。」それにより、情報の共有化と説明責任を表現し、協働のまちづくりを進めることができると考える。(件数1件)	条例第49条第1項で、事業者は意見書に対する見解を記した書面を市長に提出しなければならないと規定し、そして、第49条第2項で見解書の提出があったときは、当該公告の日の翌日から起算して2週間、当該見解書の写しおよび意見書の写しを公衆の縦覧に供しなければならないと定めています。市の見解を書いた指導書の規定については、検討をしたいと考えています。
5	条例制定前の期間も条例案にそって指導できるよう要綱を策定して対応する必要があると考えます。(件数1件)	条例施行前に提出された開発事業の事前協議申請書は、現行の宅地開発指導要綱に基づき扱いますので、改めて要綱を策定する考えはありません。



? お困りのときに 無料相談!



内 容	日 時	場 所
一 般 市 民 相 談	毎週月～金曜日午前8時30分～午後5時	田・保
専 門 相 談 (予 約 制)	法 律 相 談 7月12日(木)・19日(木)・20日(金) 午前9時～正午 ※19日は女性弁護士による相談 7月11日(水)・17日(火)・18日(水) 午後1時30分～4時30分 ※17日は女性弁護士による相談	田 保
	人 権 ・ 身 の 上 相 8月2日(木) 午前9時～正午 7月26日(木) 午前9時～正午	田 保
	税 務 相 談 7月13日(金) 午後1時30分～4時30分 7月20日(金) 午後1時30分～4時30分	田 保
	不 動 産 相 談 7月19日(木) 午後1時30分～4時30分 ★7月12日(木) 午後1時30分～4時30分	田 保
	登 記 相 談 ★7月12日(木) 午後1時30分～4時30分 7月19日(木) 午後1時30分～4時30分	田 保
	表示登記相談 ★7月12日(木) 午後1時30分～4時30分 7月19日(木) 午後1時30分～4時30分	田 保
	交通事故相談 ★7月11日(水) 午後1時30分～4時30分 7月25日(水) 午後1時30分～4時30分	田 保
	年金・労災・雇用保険・人事一般相談 ★7月9日(月) 午後1時30分～4時30分	保
	行 政 相 談 7月20日(金) 午後1時30分～4時30分 ★7月5日(木) 午後1時30分～4時30分	田 保
	相続・遺言・成年後見等手続相談 ★7月13日(金) 午後1時30分～4時30分	保
	■専門相談の予約開始…7月4日(水)(★印については、6月19日から受付中) 相談を希望する庁舎の市民相談室に直接または電話で申し込んでください。 なお予約開始日には窓口および電話が込み合い、電話がつながりにくくなる場合がありますが、ご了承ください。	
	■予約・問合せ 田…田無庁舎2階市民相談室 (☎460-9805) 保…保谷庁舎1階市民相談室 (☎438-4000)	

内 容	日 時	場 所	問 合 せ
消 費 生 活 相 談	毎週月～金曜日 午前10時～正午 午後1時～4時	消費者センター (☎425-4040)	
住 宅 増 改 築 相 談	7月6日(金)・8月3日(金) 午後1時30分～4時	田無庁舎2階ロビー	消費者センター (☎425-4141)
		保谷庁舎1階ロビー	
動 物 相 談 (西東京市獣医師会)	7月18日(水) 午後1時30分～2時30分	田無庁舎2階ロビー	環境保全課 (☎438-4042)
		保谷庁舎1階ロビー	
子 ども 家 庭 相 談 (電話・面接)	毎週火～土曜日 午前9時～午後4時	コール田無3階子ども 家庭支援センター相談室	子ども家庭支援センタ ー(☎451-0600) 相談専用電話 (☎451-0808)
母 子 相 談	毎週月～金曜日 午前9時～午後4時	田無庁舎 子育て支援課 (☎460-9840) ※事前に電話予約をしてください	
教 育 相 談	毎週月～金曜日 午前9時～午後5時	保谷庁舎4階	教育相談センター (☎438-4077) 電話相談 (☎425-4972)
		田無庁舎5階 (予約のみ)	
女 性 相 談 悩みなんでも相談 (電話面接)	月・火・金曜日 午前10時～午後4時 木曜日午後3時～8時	市民会館2階相談室 月・火曜日は午後1時～ 2時は休み。金・土曜日は 正午～午後1時は休み。 ※いずれも予約優先。受付 時間は相談終了時刻の30分 前までです。外出が難しい 方には電話でのカウンセリ ングにも応じます。	悩みなんでも相談 (☎450-0222) カウンセリング (☎450-0222) 生活文化課 男女平等推進係 (☎450-0055)
電 話 医 療 相 談 (西東京市医師会)	7月3日(火)小児科・10日(火)内科・17日(火)皮膚科・24日(火)内科・31日(火)整形外科 午後1時30分～2時30分	(☎438-1100)	
電 話 歯 科 相 談 (西東京市歯科医師会)	7月6日(金)・13日(金)・20日(金)・27日(金) 午後0時30分～1時30分	(☎466-2033)	